

○山口大学医学部附属病院受託実習生受入規則

(昭和 52 年 7 月 26 日規則第 20 号)

改正 平成元年 3 月 30 日規則第 31 号 平成 9 年 3 月 31 日規則第 44 号
平成 14 年 2 月 15 日規則第 3 号 平成 16 年 4 月 1 日規則第 213 号
平成 16 年 7 月 27 日規則第 265 号 平成 22 年 3 月 31 日規則第 54 号
平成 26 年 2 月 25 日規則第 29 号 令和元年 6 月 26 日規則第 107 号
令和 3 年 2 月 22 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口大学医学部附属病院(以下「病院」という。)における受託実習生(以下「実習生」という。)の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「実習生」とは、看護師，臨床検査技師，診療放射線技師その他医療技術者を養成する公立若しくは私立の学校，養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体(以下「養成機関等」という。)の長からの委託により，当該養成機関等の学生，生徒等で病院において実習を許可された者をいう。

(申請及び許可)

第 3 条 養成機関等の長は，実習を病院に委託しようとするときは，学生，生徒等の氏名，実習の期間，内容等を記載した申請書を病院長に提出するものとする。

2 病院長は，前項の申請があったときは，病院の施設，業務に支障がないと認めたときに限り受入れを許可することができる。

3 実習の期間は，受入れを許可する日の属する事業年度内とする。

(受託実習料)

第 4 条 養成機関等の長は，前条第 2 項の許可があったときは，受託実習料(以下「実習料」という。)として，実習生一人につき次に定める職種及び実習期間に応じた実習料の全額を実習の開始前に納めなければならない。

受入職種	実習料
薬剤師以外	1 日につき 2,200 円
薬剤師	11 週間 398,100 円

2 病院長は，養成機関等の長が実習料を所定の期日までに納めないときは，実習の許可を取り消すものとする。

3 既納の実習料は，返還しない。

(義務)

第 5 条 実習生は，病院長の指示に基づき，実習を行うものとする。

2 実習生は、病院の諸規則を守らなければならない。

(実習の停止及び許可の取消)

第 6 条 実習生が前条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該実習生の実習を停止させ、又は第 3 条第 2 項の許可を取り消すことがある。

(弁償の義務)

第 7 条 実習生は、実習期間中において、故意又は重大な過失により、病院の設備、機械、器具等を亡失又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 52 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 44 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 2 月 15 日規則第 3 号)

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 213 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 27 日規則第 265 号)

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 54 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 25 日規則第 29 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 26 日規則第 107 号)

- 1 この規則は、令和元年 6 月 26 日から施行する。
- 2 この規則の施行後に受入れを許可する実習のうち、実習期間の終期が令和元年 9 月 30 日以前である実習における受託実習料は、この規則による改正後の山口大学医学部附属病院受託実習生受入規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 2 月 22 日規則第 14 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。